

令和7年度 豪・ジロング市との湿地提携に基づく交流事業

派遣中学生募集要項

1 趣旨

名古屋市(以下「本市」という。)とオーストラリア・ジロング市は、互いにラムサール条約登録湿地を有することにちなみ、平成19年に湿地提携を締結し、渡り鳥の保護につながる湿地の保全・活用にともに取り組むこととしている。

この湿地提携に基づく交流事業として、渡り鳥のルートでつながる提携湿地の保全・活用など環境保全の取組を学び、交流を通じて地球規模での環境保全への理解を深めるとともに、自ら環境保全活動に取り組むことができる人材を育成していくため、本市からジロング市に派遣する中学生を募集する。

2 派遣内容

- (1) 派遣先 …… オーストラリア連邦ジロング市
- (2) 派遣時期 …… 令和8年3月25日(水)から令和8年3月30日(月)まで
- (3) 活動内容 …… 湿地の保全・活用の取組の学習、環境関連施設の見学、現地との交流など
- (4) 派遣人数 …… 18人以内

3 経費負担

- (1) 渡航に要する経費及び現地滞在に係る経費(自己負担金を除く。)は、原則として本市が負担する。
- (2) 自己負担金として、中学生の派遣者は150,000円を負担する。ただし、派遣者の保護者が本市の就学援助の認定を受けている場合はこの限りではない。
- (3) 旅券及びETAS(電子渡航許可)の取得に要する経費、国内での移動に要する経費、事前及び事後の学習会や発表会への参加に要する経費は、派遣者の負担とする。

4 募集方法

一般公募

5 応募資格

応募する中学生は、以下の条件を全て満たしていること。ただし、海外派遣において必ずしも英会話能力を要しない。

- (1) 名古屋市内に在住し、かつ市内の中学校に通う1、2年の生徒である者
- (2) 本事業の趣旨を理解し、協調性と責任感を持って参加することができる者
- (3) 特段の配慮を要しない健康な者
- (4) 事前及び事後の学習会や発表会など、派遣に係る事業に参加することができる者
- (5) 本事業の記録等への氏名、写真等の掲載に同意できる者
- (6) 将来、自然環境の保全をはじめ、環境問題に対し積極的に関わっていく強い意志を持った者

6 応募方法

(1) 提出書類

- ア…応募用紙の記入欄に必要な事項を記入し、郵送または持参にて提出する。
- イ…記入にあたっては、黒または青色の油性ボールペンを使用し、保護者承諾欄以外は応募する生徒本人が自書する。
- ウ…記入は枠内とし、用紙の追加は認めない。
- エ…提出された応募用紙は、返却しない。

(2) 提出方法

- ア…提出先(問合先)
名古屋市環境学習センター「エコパルなごや」
〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13 伏見ライフプラザ13階
電話(052)223-1066

イ…注意事項

- 郵送する場合は、封筒の表面に「ジロング市派遣応募用紙在中」と朱書きする。
- 持参する場合は、月曜日(祝日の場合は直後の平日)を除いた午前9時30分から午後5時までの間とする。

(3) 応募締切

- 令和7年9月30日(火) 必着

7 派遣者の決定

- (1) 派遣する中学生は、応募者の中から選考(書類審査及び面接審査)により決定する。

ア…第1次選考(書類審査)

- 提出された応募用紙について審査し、第2次選考対象者を決定する。
- 第2次選考対象者には、同一校の応募者は複数含まれないものとする。
- 選考結果通知時期：令和7年10月下旬頃

イ…第2次選考(面接審査) 令和7年11月15日(土)

- 第2次選考対象者に対し個人面接を実施し、派遣者を決定する。
- 時間及び場所等は、第2次選考対象者に対し別途書面で通知する。
- 選考結果通知時期：令和7年11月下旬頃

- (2) 選考の結果は、応募者本人に対し書面で通知する。

- (3) 派遣者に決定後、派遣に適さないことが判明した場合は、決定を取り消すことがある。

8 その他

- (1) 派遣者の決定後、派遣前に説明会及び事前学習会(12月～3月にかけて4回程度)を実施する。また、派遣後に事後学習会(4月～8月にかけて5回程度)のほか、派遣の成果を発信するため、発表会や報告書の作成等を行う。
- (2) 派遣者の故意又は過失による航空券や金銭の紛失、物品や設備の破損等は、派遣者の自己責任とする。
- (3) 感染症や国際情勢等により派遣の実施が困難であると判断した場合は、延期は行わず中止する。